

都道府県・ 政令指定都市名	17 石川県
------------------	--------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活環境部女性活躍・県民協働課
担 当 職 員 数	15 人 (専任 14 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	石川県男女共同参画推進庁内連絡会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1980年4月28日 根拠: 任意規定(平成13年4月1日名称変更)
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	石川県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年5月1日
構 成 員	19 人 (女性 11 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ～ 2031 年 3 月		
名 称	いしかわ男女共同参画プラン2021		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		石川県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)		2001年10月12日
	施 行 日(西 暦)		2002年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)		
	改 正 内 容		
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):		
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
		2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)		2024年6月1日	
	目	標	値	(西暦)		2030	年度まで	50	%	
	根	拠		いしかわ男女共同参画プラン2021						
目標設定の対象である審議会等の範囲				法律、条例、要綱等に基づき設置されている審議会等						
目標設定の対象である審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(93)				
				延総委員等数(1,239)		延女性委員等数(547)		女性比率(44.1)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(67)うち女性委員を含む審議会等数(67)				
				延総委員等数(1,069)		延女性委員等数(464)		女性比率(43.4)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(36)				
				延総委員等数(712)		延女性委員等数(291)		女性比率(40.9)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5)				
				延総委員等数(66)		延女性委員等数(8)		女性比率(12.1)		
目標値以外の目標設定										
女性登用方針	人材名簿作成の有無			1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		2	
	人材名簿が有る場合			掲載人数	547	人	(2024 年 1 月現在)			
	そ の 他			人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2				
				委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1				
そ の 他				審議会等女性委員登用促進要綱に基づく事前協議の実施						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日		2:その他(西暦)						
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率(%)
本庁	計	336	47	14.0	27	3	11.1	48	4	8.3	261	40	15.3
	うち一般行政職	328	46	14.0	26	3	11.5	45	4	8.9	257	39	15.2
支庁・地方事務所等	計	255	36	14.1	8	1	12.5	47	6	12.8	200	29	14.5
	うち一般行政職	167	14	8.4	3	0	0.0	19	2	10.5	145	12	8.3
全体	計	591	83	14.0	35	4	11.4	95	10	10.5	461	69	15.0
	うち一般行政職	495	60	12.1	29	3	10.3	64	6	9.4	402	51	12.7
再掲	警察関係	116	4	3.4	0	0		27	1	3.7	89	3	3.4
	教育委員会	49	4	8.2	0	0		6	0	0.0	43	4	9.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	376	91	24.2	386	122	31.6	
	うち一般行政職	364	86	23.6	370	118	31.9	
支庁・地方事務所等	計	501	126	25.1	564	276	48.9	
	うち一般行政職	356	58	16.3	297	95	32.0	
全体	計	877	217	24.7	950	398	41.9	
	うち一般行政職	720	144	20.0	667	213	31.9	
再掲	警察関係	236	21	8.9	583	76	13.0	
	教育委員会	239	135	56.5	211	144	68.2	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	36	9	25.0	39	10	25.6	50	12	24.0
	うち一般行政職	35	9	25.7	39	10	25.6	50	12	24.0
支庁・地方事務所等	計	51	15	29.4	44	18	40.9	54	14	25.9
	うち一般行政職	30	6	20.0	30	10	33.3	27	2	7.4
全体	計	87	24	27.6	83	28	33.7	104	26	25.0
	うち一般行政職	65	15	23.1	69	20	29.0	77	14	18.2
再掲	警察関係	15	2	13.3	28	4	14.3	38	3	7.9
	教育委員会	11	1	9.1	31	24	77.4	11	9	81.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	1,271	155	12.2
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	228	121	53.1
	うち 上級	146	64	43.8
	うち一般行政職	99	59	59.6
	うち 上級	78	45	57.7
	うち警察関係	73	15	20.5
	うち 上級	46	9	19.6

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	①石川県職員の旧姓使用に関する要綱②石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱③石川県教育委員会職員の旧姓使用に関する要綱
該当部分の条文(本文)	①(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、知事部局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 ②「石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱」第1 目的 この要綱は、石川県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図面及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。 ③(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、教育委員会に勤務する一般職に属する職員に適用する。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2024年4月1日

2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)		女性比率(%)		
49	3	6.1	12	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	石川県女性センター			愛称・通称			
設置年月日(西暦)	1979年10月23日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：920-0861 住 所：石川県金沢市三社町1-44 電話番号：076-234-1112 FAX番号：076-234-1130 ホームページ: https://www.pref.ishikawa.lg.jp/jyoseicenter/index.html						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：一般財団法人石川県女性センター) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：石川県生活環境部) 指定管理者(名称：) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	5 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	10 人	予算額	2024年度	31,395 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	1. 広報啓発(主な事項) 2. 講座(主な事項:) 3. 相談事業(主な事項) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書情報室の管理) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 女性センターフェスティバルの開催) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項:)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	(公財)いしかわ女性基金			基金・基本財産額	244,000 千円	
設置年月日(西暦)	1992年9月18日	出資者	石川県			

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0 千円	
設置年月日(西暦)		出資者				

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 石川県男女平等推進協議会 2. 無 名称等:	加盟団体数	3		
			会 員 数	176162		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催
○ 2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 { 名 称 :
概要 :
7. その他 { 内容 :

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	161,058	155,419	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	1,074	2,737	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定		
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチなくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチなくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	

→

「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

石川県ワークライフバランス企業登録、パパ子育て応援企業(2、5、7、8、10)、いしかわ男女共同参画推進宣言企業(5、7、8、10)

→

「企業の表彰制度」の具体的名称

石川県ワークライフバランス企業知事表彰(2、7、8、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	いしかわ女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画推進状況報告書
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①男女共同参画推進員ネットワーク事業	①男女共同参画推進員の自主活動、研修等を実施する。また、意識啓発を進めるための啓発誌を作成し、男女共同参画推進員の地域での啓発活動においても活用する。		①通年
・ ②若者のキャリア形成支援事業(大学生向け)	②若者の男女共同参画の理解を促進し意識の変革を図ることを目的に、県内の大学生等を対象とした、男女共同参画の視点による人生設計を考えるワークショップ等を開催する。		
・ ③若者のキャリア形成支援事業(中高生向け)	③中学生及び高校生に性別に捉われない自分らしい生き方・働き方を考えてもらうことを目的に啓発ツール(電子版)を配布する。		⑤11月
・ ④男女共同参画啓発副読本の作成	④学校及び家庭における男女共同参画教育を推進するため、小学校5年生を対象に副読本(電子版)を配布する。		
・ ⑤「いしかわパープルリボンキャンペーン」の実施	⑤配偶者等からの暴力(DV)や性暴力等を許さないという意識を社会全体で醸成するため、11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間と位置づけ、市町や各種団体と協力し、県内一斉に啓発活動を実施する。内容:パープルリボンツリーの設置、県施設のライトアップ、街頭キャンペーン、シンポジウム		⑥随時
・ ⑥若年層向けDV予防啓発セミナー	⑥DVの未然防止を図るため、高校生・大学生等を対象に、男女が互いに尊重しあう関係について考えるセミナーを開催するほか、若年層向けの啓発冊子を作成・配布するなど、若年層への予防啓発を強化する		⑦7月
・ ⑦性暴力被害相談・啓発リーフレットの作成(小中学生・高校生・保護者向け)	⑦未成年者の被害の潜在化防止を図るため、子どもの成長段階に応じたリーフレットを作成し相談をためらうことのないよう働きかける。併せて、保護者や教員等、周囲の大人が子どものサインを見逃さず被害を発見し相談につなげるため保護者向けのリーフレットも作成する。		⑧随時
・ ⑧「学生向け性暴力対策啓発キャンペーン」の実施	⑧入学・進学時期で、新しい交友関係や会食の機会の増加など生活環境が大きく変化する4月を集中月間として、性暴力に関する知識や相談窓口などの若年層への周知を強化するために、大学生等を対象としたキャンペーンを実施する。内容:出前講座(対面及びオンライン)、構内のパープルリボンツリーの設置		⑨随時
・ ⑨「性被害をなくすための出前講座」の実施(中学生・高校生向け)	⑨中学生・高校生を対象に、性暴力に対する理解を深め、万が一被害にあった際の対応や相談窓口を知ることとした出前講座を実施する。		⑩4～7月
・ ⑩教員向けDV研修	⑩高校生に身近な教員にDVの知識を深めてもらう研修を実施する。		⑪4～7月
・ ⑪教員向け性暴力被害理解促進研修	⑪未成年の性暴力被害について早期把握・適切な相談へつなげるため、教員を対象とした研修を実施する。		⑫9月～
・ ⑫家事アウトソーシングの推進	⑫女性に偏っている家事等の負担を軽減し、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを後押しするため、家事代行等のサービスに利用可能な電子クーポンを家事代行事業者が発行できる場を提供する。		⑬未定
・ ⑬男性の家事育児参画促進事業	⑬男性の家事育児参画を促進するため、動画やSNSを活用した啓発等を行う		
2. 表彰			
・ いしかわ男女共同参画推進功労者知事表彰	多年にわたり男女共同参画社会づくりの推進に寄与し、顕著な功績のある個人及び団体を表彰する	2団体、4名	6月
3. 講座			
・ 男女共同参画啓発力向上講座	男女共同参画推進員等が、具体的な事例を学びながら、これからの地域での男女共同参画推進活動の進め方についてワークショップを通して考える講座を実施する。	約50名	7月
4. 相談事業			
・ ①女性相談支援センターの設置	①女性の様々な悩みに関する相談やDV被害に関する相談に応じる。		①随時
・ ②いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の設置	②被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、面接・電話・メールでの相談を行い、ワンストップで必要な支援をコーディネートする		②随時
5. 情報収集・提供			
・ 男女共同参画推進状況報告書の作成	男女共同参画の推進状況や施策の実施状況についての報告書を作成する。		3月頃
6. 苦情処理			
・ 苦情処理機関の設置	男女共同参画に関する県民からの苦情に対し、適切かつ迅速に対処する。		随時
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①いしかわ女性輝くダイバーシティ企業塾	①県内企業の女性活躍推進に向けた取り組みを後押しするため、自社の現状把握から解決方法までを事例研究により習得し、自社の課題解決のためのロードマップを作成する連続講座	①23社	①10～1月
・ ②輝く女性リーダー交流研修会	②県内企業で働く女性管理職のネットワークを構築し、ロールモデルとして発信するため、先輩女性管理職の講演やグループワークを行う交流研修会	②75人	②8～11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ ①女性県政学習バス事業	①県の施設見学を通して県政に対する理解を深め、社会参画意欲を高めてもらうため、学習バスを運行する。	①約200台運行 (1台あたり30～ 50人)	①7～11月
・ ②市町男女共同参画行政担当者会議	②事業説明、情報交換等		②5月
・ ③女性県政会議	③女性の意見を県政に反映するための会議を開催する。(婦人団体協議会共催)		③9～12月
・ ④(公財)いしかわ女性基金への支援	④(公財)いしかわ女性基金が実施する女性のエンパワーメント促進のための事業を支援するため、これに必要な経費を補助する。		④随時
・ ⑤DV被害者支援基礎研修	⑤相談員等を対象に、基礎的な研修を実施する。		⑤5月
・ ⑥DV被害者支援スキルアップ研修	⑥相談員等を対象に、事例検討等を交えた研修を実施する。		⑥9月
・ ⑦女性支援関係者向け基礎研修	⑦相談員等を対象に、基礎的な研修を実施する。		⑦8月
・ ⑧女性支援関係者向けスキルアップ研修	⑧相談員等を対象に、事例検討等を交えた研修を実施する。		⑧11月
・ ⑨DV被害者自立支援対策	⑨保護施設退所後のDV被害者の自立生活への円滑な移行を支援する。		⑨随時
・ ⑩女性のつながりサポート事業	⑩悩みを抱える女性に対して、居場所(気軽にかつ安心して、相談や交流ができる場)を提供する。		⑩10月～3月
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		石川県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無			
1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	4	
	育児	1	
	家族の看護	2	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){ }
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード： 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) (2024年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期： 2022年3月27日	～	2026年3月26日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名		委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	71	14	19.7		
		都道府県防災会議(委員のみ)	70	14	20.0		
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
			3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	4	33.3	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	5	16.7	
			8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	5	71.4	
	2	国土利用計画地方審議会	15	10	66.7		
	3	土地利用審査会	7	1	14.3		
	4	都道府県交通安全対策会議	17	3	17.6		
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	33	16	48.5		
	7	精神医療審査会	21	10	47.6		
	8	都道府県生活衛生適正化審議会					
	9	都道府県医療審議会	21	5	23.8		
	10	准看護師試験委員会	9	6	66.7		
	11	麻薬中毒審査会					
	12	地方社会福祉審議会	35	13	37.1		
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	8	42.1		
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	7	63.6		
	15	国民健康保険審査会	9	6	66.7		
	16	都道府県農業共済保険審査会					
	17	都道府県森林審議会	13	7	53.8		
	18	都道府県建設工事紛争審査会	9	5	55.6		
	19	建築審査会	7	3	42.9		
	20	都道府県建築士審査会	6	3	50.0		
	21	都道府県都市計画審議会	19	6	31.6		
	22	開発審査会	7	4	57.1		
	23	私立学校審議会	14	4	28.6		
	24	石油コンビナート等防災本部	35	6	17.1		
	25	公害健康被害認定審査会					
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）					
	27	都道府県児童福祉審議会	21	12	57.1		
	28	地方港湾審議会	17	7	41.2		
	29	土地区画整理審議会					
	30	教科用図書選定審議会	20	12	60.0		
	31	介護保険審査会	15	11	73.3		
	32	都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5		
	33	感染症の診査に関する協議会	12	5	41.7		
	34	警察署協議会	134	70	52.2		
	35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0		
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	4	80.0		
	37	都道府県国民保護協議会	51	6	11.8		
	38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
	39	市街地再開発審査会					
	40	都道府県職員委員会					
	41	自然再生協議会					
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	3	60.0		
	43	後期高齢者医療審査会	9	6	66.7		
	44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
	46	指定難病審査会	17	3	17.6		
	47	小児慢性特定疾病審査会					
	48	行政不服審査会	3	2	66.7		
	49	地域医療対策協議会					
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
	51						
	52						
	53						
	54						
	55						
	合 計		712	291	40.9		
女性委員0の審議会数			0				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	1	6.7	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	9	3	33.3	
合 計		66	8	12.1	
女性委員0の委員会数		4			